

2 ホームレス対策について

(1) ホームレス問題に対応するための体制整備について

複雑かつ多様なホームレス問題への対応については、雇用、住宅、保健医療、福祉等各分野にわたる総合的な取組みが重要である。このため、特にホームレスを多く抱える地方公共団体においては、総合的に施策を推進できるよう関係部局による連絡会議の設置など庁内体制の整備に配慮願いたい。

(2) 実施計画の策定等について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、国は、平成15年7月末に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたる施策を推進するための方針を示したところである。

地方公共団体においても、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施する必要があると認めるときは、この基本方針等に即し、実施計画を策定することとなっている。ホームレス問題については早期にその解決を図る必要があることから、実施計画の策定が必要とされる都道府県においては、迅速に実施計画を策定し、管内市町村に示すとともに、実施計画の策定が必要とされる市町村においても、早期に実施計画を策定するよう配慮願いたい。

また、実施計画を策定した地方公共団体においては、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施されたい。実施計画の策定過程等にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施されたい。

(3) 平成17年度のホームレス対策事業について

平成17年度のホームレス対策事業については、引き続き総合相談推進事業等を実施するとともに、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施箇所数の増を図ることとしているので、積極的な取組みを図るとともに、必要に応じて、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の実施を検討されたい。

なお、地域のセーフティネット機能の強化を目的とする「セーフティネット支援対策等事業費補助金」が平成17年度に創設されることになり、これに伴い、当課所管のホームレス対策事業についても当該補助金により実施することとしているので、了解されたい。

(参考) ホームレス対策の流れ

平成14年8月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行

平成15年

1月～2月 「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施

・全国のホームレス数 581市町村で約2万5千人

平成15年7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示

平成15年8月～基本方針に基づき各地方公共団体において実施計画を策定

3 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施

ア 地域改善事業

地域改善事業については、平成14年度から全て一般対策として実施しているところであるが、今後の施策ニーズには各般の一般対策によつて的確に対応する必要があり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、配慮願いたい。

なお、平成17年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対して周知方願いたい。

(ア) 地区道路・橋梁等整備事業

地方改善施設整備事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

また、平成17年度から、地方改善施設設備整備費（大型共同作業場及び共同作業場の初度設備等）について、国庫補助申請事務の簡素合理化等を図る観点から、地方改善施設整備費へ統合することとしている。

具体的には、大型共同作業場及び共同作業場の初度設備であつて、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの及び設備を整備することにより施設的设计に影響を及ぼすものを統合することとしているので了知されたい。

(イ) 隣保館整備事業

平成17年度における社会福祉施設等の整備については、三位一体改革の政府・与党合意（平成16年11月26日）を踏まえ、「社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金」を「補助（負担）金」と「交付金」に再編することとしているが、隣保館の整備事業については、引き続き「社会福祉施設等施設整備費補助金」により対応することとしている。

本補助金については、平成17年度予算が厳しい状況であることから、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選されたい。

(ウ) 隣保館運営事業

隣保館運営事業については、隣保館デイサービス事業及び広域隣保活動事業の実施か所数について各々5か所の増を図ったところである。

なお、隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、今後、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策については、その活用が十分に図られるよう管内市町村に対し周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分留意願いたい。

④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところである

が、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。

- ⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、いやしくも、特定団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対して周知願いたい。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として根深く存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

4 消費生活協同組合の指導及び育成について

(1) 健全な運営の確保について

生協は生協法に基づく特別の法人であり、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、責任ある経営が求められている。

都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段の配慮を願いたい。

ア 組合員の個人情報の管理体制や出資金及び共済掛金などの管理体制の徹底。

イ 経営が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化。

ウ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底。

(2) 個人情報保護法への対応

「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日に全面的に施行されることとなっているが、生協に関しても、「消費生活協同組合における個人情報の保護の適正な取扱いについて」（平成16年12月17日社援地発第1217001号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）において示しているとおり、同法に基づく個人情報の適正な取扱いが求められることとなる。

都道府県においては、同法の全面施行に向けて遺漏のないよう、貴管下組合に対し周知するとともに、必要な支援を図られたい。

(3) 広告・宣伝の適切な取扱い

生協が行う広告・宣伝については、「消費生活協同組合が行う広告・宣伝について」（平成11年4月26日社援地第16号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）において、組合の理念や運営原則、活動の特色を中心とすること、単に商品内容のみの広告・宣伝とならないことなど、組合が広告・宣伝を行う場合の基本的な考え方を示しているところであり、さらに、当該通知の趣旨の徹底につき、平成16年9月29日付け事務連絡において指導をお願いしているところである。

都道府県におかれては、組合の広告・宣伝について適切な取扱いを行い、誤解を招くことがないように、管内生協に対し引き続き指導願いたい。

(4) 政治的中立の確保

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう引き続き指導願いたい。

(5) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

平成16年度の調査については、6月を目途に調査結果表を送付することとしているので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等に活用願いたい。

また、平成17年度の調査についても、早期に実施する予定であるので、ご協力願いたい。

イ 生協関係予算

(ア) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

生協の経営環境が改善しない中で、所管行政庁としては、生協の運営実態の的確な把握が求められていることから、平成17年度においても消費生活協同組合運営状況調査を実施することとしている。

なお、平成17年度の調査テーマ、内容等の詳細については別途通知する予定である。

(イ) 消費生活協同組合貸付金

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」（昭和28年法律第13号）に基づき、生協における設備整備等に必要な資金の貸付を行う都道府県に貸付けることにより、生協の健全な発展を図るものであり、平成17年度予算案においては2千5百万円が計上されているところである。

各都道府県におかれては、管内生協にこの貸付金の趣旨を十分説明し、理解を得たうえで、その活用を図られたい。